

静岡県立静岡がんセンター受託研究費算定要領

本要領は静岡県立静岡がんセンター（以下「当センター」）における治験等受託研究実施に際し、受託研究費の算出基準を定めたものである。本要領は、当センターで行われる受託研究に対して適用する。

受託経費は、下記より算出された費用に加え、当該研究の被験者に対し、交通費等治験参加に伴う被験者の負担を軽減する費用の支払いが予定されている受託研究に対しては、被験者負担軽減費用として、治験等受託研究費算定に関する内規（以下「内規」という。）に掲げる被験者負担軽減費の単価に回数を乗じた上で、管理費として1. 1及び技術料等として1. 3を乗じた額とする。なお、特殊な治験等において上記により難い場合は、依頼者と相談のうえ、別に定めるものとする。

1. 医薬品の臨床試験に係る経費算出基準

1.1 報償費（契約単位で算定する経費）

当該治験の遂行に必要な協力者（専門的・技術的知識の提供者、部外者の倫理審査委員会等）に対して支払う経費。

算出基準：倫理審査委員会外部委員に支払う経費として、1人1回あたりの報償費の額を 58,500 円とし、外部委員の人数及び予定される治験期間に含まれる年度の数に調整係数として 0.4 を乗じて得た額。

1.2 旅費（契約単位で算定する経費）

当該治験の遂行に必要な旅費。

①倫理審査委員会外部委員にかかる旅費

算出基準：倫理審査委員会外部委員の1人1回あたりの旅費の額を 16,700 円とし、外部委員の人数及び予定される治験期間に含まれる年度の数に調整係数として 0.4 を乗じて得た額。

②依頼者が当センター職員に治験に関する学会発表等依頼する場合に要する旅費

算出基準：センター内旅費規定による。

1.3 臨床試験研究経費（症例登録単位で算定する経費）

当該治験（計画に関する研究を除く。）に関連して必要となる研究経費。（類似薬品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等の作成）

算出基準：ポイント数×6,000 円×症例数

ポイント数の算出は別紙 1 の通り（ただし、「Q. 症例発表、R. 承認申請に使用される文書等の作成」については、症例数を乗じないものとする）

ただし、拡大治験については、上記により算出した金額に 0.7 を乗じるものとする。

1.4 治験薬管理経費（契約単位で算定する経費）

治験薬の保存、管理に要する経費。

算出基準：1 契約につき 300,000 円

1.5 備品費（契約単位で算定する経費）

当該治験に必要な機械器具の購入に要する経費。（必要な場合のみ）

1.6 賃金（症例登録単位で算定する経費）

当該治験を実施するために必要な非常勤職員（CRC 業務担当の非常勤看護師等）の雇い上げに必要な経費（報酬、各種手当、社会保険料等）。

算出基準：非常勤職員時間単価 2,000 円（各種手当、社会保険料等含む）に 1 症例あたり 100 時間及び症例数に調整係数として 1.0 を乗じて得た額

1.7 委託料（契約単位で算定する経費）

当該治験に関連する倫理審査委員会等の速記、治験等、治験管理室、治験・臨床研究事務局業務の委託等に要する経費。

算出基準：倫理審査委員会開催支援業務委託料等として、1 年度あたり 100,000 円に予定される治験期間に含まれる年度の数を乗じて得た額。

1.8 脱落症例にかかる経費

選択基準不合致等により不適格と判断された症例、または、選択基準不合致等で治験治療の開始に至らなかった症例に対し必要な経費。

①プレスクリーニング脱落

算出基準：試験参加の同意を確認する前に、選択除外基準の一部を確認するために行った検査等の結果、選択基準不合致等により不適格と判断された症例（プレスクリーニングで行う検査等に関する説明文書と、試験本体の説明文書が別冊となっている場合）
プレスクリーニング 1 症例につき 9,000 円（賃金 9,000 円）。

②スクリーニング脱落

算出基準：試験参加に関する同意取得後に、選択基準不合致等で治験治療の開始に至らなかった症例（①プレスクリーニング脱落に該当する場合は除く）

スクリーニング 1 症例につき 50,000 円
(臨床試験研究経費 25,000 円+賃金 25,000 円=50,000 円)。

1.9 管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、倫理審査委員会の事務処理に必要な経費、治験の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費（1.1. ~1.8.）の 10%

1.10 技術料、機械損料、建物使用料、その他

算出基準：技術料、機械損料、建物使用料等として上記経費（1.1. ~1.9.）の 30%

※当初の予定から治験の期間が年度を越えて延長した場合は、1.1.、1.2①、1.7について算定し、1.9、1.10を加えた額を新たに追加契約するものとする。

2. 医療機器の臨床試験に係る経費算出基準

2.1 報償費（契約単位で算定する経費）

当該試験の遂行に必要な協力者（専門的・技術的知識の提供者、部外者の倫理審査委員会等）に対して支払う経費。

算出基準：倫理審査委員会外部委員に支払う経費として、1人1回あたりの報償費の額を58,500円とし、外部委員の人数及び予定される試験期間に含まれる年度の数に調整係数として0.4を乗じて得た額。

2.2 旅費（契約単位で算定する経費）

当該試験の遂行に必要な旅費。

①倫理審査委員会外部委員にかかる旅費

算出基準：倫理審査委員会外部委員の1人1回あたりの旅費の額を16,700円とし、外部委員の人数及び予定される試験期間に含まれる年度の数に調整係数として0.4を乗じて得た額。

②依頼者が当センター職員に試験に関する学会発表等依頼する場合に要する旅費

算出基準：センター内旅費規定による。

2.3 検査・画像診断料

当該試験に必要な検査・画像診断料。（必要な場合のみ）

算出基準：保険点数の $100/130 \times 10$ 円

2.4 臨床試験研究経費（症例登録単位で算定する経費）

当該治験（計画に関する研究を除く。）に関連して必要となる研究経費。

算出基準：ポイント数×6,000円×症例数

ポイント数の算出は別紙7の通り（ただし、「F. 症例発表、G. 承認申請に使用される文書等の作成、H. 大型機械の設置管理及びI. 診療報酬点数のない新療法を修得する関係者」については、症例数を乗じないものとする）

なお、製造販売後臨床試験の場合は、上記により算出した金額に0.8を乗じた額とする。

2.5 備品費（契約単位で算定する経費）

当該試験に必要な機械器具の購入に要する経費。（必要な場合のみ）

2.6 賃金（症例登録単位で算定する経費）

当該試験を実施するために必要な非常勤職員（CRC業務担当の非常勤看護師等）の雇い上げに必要な経費（報酬、各種手当、社会保険料等）。なお、積算については1. 医薬品の臨床試験にかかる積算基準1.6に準じるものとするが、より難い場合は依頼者と相談のうえ定めるものとする。

2.7 委託料（契約単位で算定する経費）

当該試験に関連する倫理審査委員会等の速記、治験等、治験管理室、治験・臨床研究事務局業務の委託等に要する経費。なお、積算については1. 医薬品の臨床試験にかかる積算基準1.7に準じるものとするが、より難い場合は依頼者と相談のうえ定めるものとする。

2.8 脱落症例にかかる経費

選択基準不合致等により不適格と判断された症例、または、選択基準不合致等で治験治療の開始に至らなかった症例に対し必要な経費。

①プレスクリーニング脱落

算出基準：試験参加の同意を確認する前に、選択除外基準の一部を確認するために行った検査等の結果、選択基準不合致等により不適格と判断された症例（プレスクリーニングで行う検査等に関する説明文書と、試験本体の説明文書が別冊となっている場合）

プレスクリーニング 1 症例につき 9,000 円（賃金 9,000 円）。

②スクリーニング脱落

算出基準：試験参加に関する同意取得後に、選択基準不合致等で治験治療の開始に至らなかつた症例（①プレスクリーニング脱落に該当する場合は除く）

　スクリーニング 1 症例につき 50,000 円

（臨床試験研究経費 25,000 円+賃金 25,000 円=50,000 円）。

2.9 管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、受託研究審査委員会の事務処理に必要な経費、試験の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費（2.1.～2.8.）の 10%

2.10 技術料、機械損料、建物使用料、その他

算出基準：技術料、機械損料、建物使用料等として上記経費（2.1.～2.9.）の 30%

※当初の予定から治験の期間が年度を越えて延長した場合は、2.1、2.2①、2.7について算定し、2.9、2.10を加えた額を新たに追加契約するものとする。

3. 体外診断用医薬品の臨床試験に係る経費算出基準

3.1 報償費

当該試験の遂行に必要な協力者（専門的・技術的知識の提供者、部外者の倫理審査委員会等）に対して支払う経費。

算出基準：倫理審査委員会外部委員に支払う経費として、1人1回あたりの報償費の額を 58,500 円とし、外部委員の人数及び予定される試験期間に含まれる年度の数に調整係数として 0.4 を乗じて得た額。

3.2 旅費

当該試験の遂行に必要な旅費。

①倫理審査委員会外部委員にかかる旅費

算出基準：倫理審査委員会外部委員の1人1回あたりの旅費の額を 16,700 円とし、外部委員の人数及び予定される試験期間に含まれる年度の数に調整係数として 0.4 を乗じて得た額。

②依頼者が当センター職員に試験に関する学会発表等依頼する場合に要する旅費

算出基準：センター内旅費規定による。

3.3 臨床試験研究経費

当該試験に関連して必要となる研究経費。

算出基準：ポイント数×6,000 円

　ポイント数の算出は別紙 3、別紙 4 の通り

3.4 備品費

当該試験に必要な機械器具の購入に要する経費。（必要な場合のみ）

3.5 賃金

当該試験を実施するために必要な非常勤職員（CRC 業務担当の非常勤看護師等）の雇い上げに必要な経費（報酬、各種手当、社会保険料等）。なお、積算については1. 医薬品の臨床試験にかかる積算基準1.6に準じるものとするが、より難い場合は依頼者と相談のうえ定めるものとする。

3.6 委託料

当該試験に関連する倫理審査委員会等の速記、治験等、治験管理室、治験・臨床研究事務局業務の委託等に要する経費。なお、積算については1. 医薬品の臨床試験にかかる積算基準1.7に準じるものとするが、より難い場合は依頼者と相談のうえ定めるものとする。

3.7 管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、受託研究審査委員会の事務処理に必要な経費、試験の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費（3.1.～3.6.）の10%

3.8 技術料、機械損料、建物使用料、その他

算出基準：技術料、機械損料、建物使用料等として上記経費（3.1.～3.7.）の30%

4. 製造販売後調査（使用成績調査・特別調査）に係る経費算出基準

4.1 旅費

依頼者が当センター職員に調査に関する学会発表等依頼する場合に要する旅費

算出基準：センター内旅費規定による。

4.2 検査・画像診断料

当該研究に必要な追加の検査・画像診断料。（必要な場合のみ）

算出基準：保険点数の $100/130 \times 10$ 円

4.3 報告書作成経費

報告書作成経費の算出は、1症例1報告書あたりの単価に症例数を乗じたものとする。なお、特別調査のうち調査期間が長期で1症例あたり複数の報告書を作成する場合にあたっては、それぞれの報告書を1報告書として経費を積算するものとする。

算出基準：1症例1報告書あたりの単価×症例数

1症例1報告書あたりの単価

使用成績調査：20,000円

特別調査：30,000円

4.4 症例発表等経費

研究会等における症例発表および再審査・再評価申請用の文書等の作成に必要な経費。（必要な場合のみ）

算出基準：ポイント数×0.8×6,000円

ポイント数は、製造販売後臨床試験経費の製造販売後臨床試験研究経費ポイント算出表（別紙5）のP. 症例発表、Q. 再審査・再評価申請用の文書等の作成による。

4.5 委託料

当該研究に関連する治験管理室、治験・臨床研究事務局業務の委託等に要する経費。（必要な場合のみ）

算出基準：所要人工数×単価、直接経費、諸経費

4.6 管理的経費

当該研究に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、受託研究審査委員会の事務処理に必要な経費、研究の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費（4.1.～4.5.）の10%

4.7 技術料、機械損料、建物使用料、その他

算出基準：技術料、機械損料、建物使用料等として上記経費（4.1.～4.6.）の30%

5. 製造販売後調査（製造販売後臨床試験）に係る経費算出基準

5.1 報償費（契約単位で算定する経費）

当該試験の遂行に必要な協力者（専門的・技術的知識の提供者、部外者の倫理審査委員会等）に対して支払う経費。

算出基準：

倫理審査委員会外部委員に支払う経費として、1人1回あたりの報償費の額を58,500円とし、外部委員の人数及び予定される試験期間に含まれる年度の数に調整係数として0.4を乗じて得た額。

5.2 旅費（契約単位で算定する経費）

当該試験の遂行に必要な旅費。

①倫理審査委員会外部委員にかかる旅費

算出基準：倫理審査委員会外部委員の1人1回あたりの旅費の額を16,700円とし、外部委員の人数及び予定される試験期間に含まれる年度の数に調整係数として0.4を乗じて得た額。

②依頼者が当センター職員に試験に関する学会発表等依頼する場合に要する旅費

算出基準：センター内旅費規定による。

5.3 検査・画像診断料

当該試験に必要な追加の検査・画像診断料。（必要な場合のみ）

算出基準：保険点数の $100/130 \times 10$ 円

5.4 製造販売後臨床試験研究経費（症例登録単位で算定する経費）

当該試験に関連して必要となる研究経費。（類似薬品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等の作成）

算出基準：ポイント数 $\times 0.8 \times 6,000$ 円 \times 症例数

ポイント数の算出は別紙5の通り（ただし、「P. 症例発表、Q. 承認申請に使用される文書等の作成」については、症例数を乗じないものとする）

5.5 調査医薬品管理経費（契約単位で算定する経費）

調査医薬品の保存、管理に要する経費。

1契約につき 150,000円。

ただし、治験薬管理経費が発生しない試験については発生しない。

5.6 備品費（契約単位で算定する経費）

当該試験に必要な機械器具の購入に要する経費。（必要な場合のみ）

5.7 賃金（症例登録単位で算定する経費）

当該試験を実施するために必要な非常勤職員（CRC 業務担当の非常勤看護師等）の雇い上げに必要な経費（報酬、各種手当、社会保険料等）。

算出基準：非常勤職員時間単価 2,000 円（各種手当、社会保険料等含む）に 1 症例あたり 100 時間及び契約症例数に調整係数として 1.0 を乗じて得た額。

5.8 委託料（契約単位で算定する経費）

当該試験に関連する倫理審査委員会等の速記、治験等、治験管理室、治験・臨床研究事務局業務の委託等に要する経費。

算出基準：倫理審査委員会開催支援業務委託料等として、1 年度あたり 100,000 円に予定される試験期間に含まれる年度の数を乗じて得た額。

5.9 脱落症例にかかる経費

選択基準不合致等により不適格と判断された症例、または、選択基準不合致等で試験治療の開始に至らなかつた症例に対し必要な経費。

①プレスクリーニング脱落

算出基準：試験参加の同意を確認する前に、選択除外基準の一部を確認するために行った検査等の結果、選択基準不合致等により不適格と判断された症例（プレスクリーニングで行う検査等に関する説明文書と、試験本体の説明文書が別冊となっている場合）
プレスクリーニング 1 症例につき 9,000 円（賃金 9,000 円）。

②スクリーニング脱落

算出基準：試験参加に関する同意取得後に、選択基準不合致等で試験治療の開始に至らなかつた症例（①プレスクリーニング脱落に該当する場合は除く）

スクリーニング 1 症例につき 50,000 円

（臨床試験研究経費 25,000 円+賃金 25,000 円=50,000 円）。

5.10 管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、受託研究審査委員会の事務処理に必要な経費、研究の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費（5.1.～5.9.）の 10%

5.11 技術料、機械損料、建物使用料、その他

算出基準：技術料、機械損料、建物使用料等として上記経費（5.1.～5.10.）の 30%

※当初の予定から試験の期間が年度を越えて延長した場合は、5.1.、5.2①、5.8 について算定し、5.10.、5.11 を加えた額を新たに追加契約するものとする。

6. 製造販売後調査（副作用・感染症報告経費）に係る経費算出基準

6.1 検査・画像診断料

当該研究に必要な追加の検査・画像診断料。

算出基準：保険点数の $100/130 \times 10$ 円

6.2 報告書作成経費

報告書作成経費の算出は、1症例1報告書あたりの単価に症例数を乗じたものとする。なお、追加調査で1症例あたり複数の報告書を作成する場合にあたっては、それぞれの報告書を1報告書として経費を積算するものとする。

算出基準：1症例1報告書あたりの単価×報告書数

1症例1報告書あたりの単価：10,000円

7. 他の受託研究に係る経費算出基準

7.1 報償費

当該研究の遂行に必要な協力者（専門的・技術的知識の提供者、部外者の倫理審査委員会等）に対して支払う経費。

算出基準：倫理審査委員会外部委員に支払う経費として、1人1回あたりの報償費の額を58,500円とし、外部委員の人数及び予定される研究期間に含まれる年度の数に調整係数として0.4を乗じて得た額。（臨床研究の場合のみ）

7.2 旅費

当該研究の遂行に必要な旅費。

①倫理審査委員会外部委員にかかる旅費

倫理審査委員会外部委員の1人1回あたりの旅費の額を16,700円とし、外部委員の人数及び予定される研究期間に含まれる年度の数に調整係数として0.4を乗じて得た額。（臨床研究の場合のみ）

②依頼者が当センター職員に研究に関する学会発表等依頼する場合に要する旅費

算出基準：センター内旅費規定による。

7.3 検査・画像診断料

当該研究に必要な追加の検査・画像診断料。（必要な場合のみ）

算出基準：保険点数の $100/130 \times 10$ 円

7.4 臨床試験研究経費

当該研究に関連して必要となる研究経費。

物品費 使用が予想される消耗品、研究材料等の実費

その他経費 受託研究に必要なその他の経費

人件費 当該研究に従事する職員の延べ所要時間数に、前年の年間給与支給総額等を基礎とした勤務時間1時間あたりの給与単価を乗じた額。

①延べ所要時間は、過去の実績により算定することとし、診療行為にかかる時間は除く。なお、過去の実績がないものでも類似の研究を参考に算定すること。

(ア) 研究依頼者および病院内部との連絡調整、研究実施計画の作成等に要する事前調整に要する時間。

(イ) 症例・試験データの記録および研究のために出張の準備、目的地での資料収集、情報交換、関連調査等に要する実施時間。

(ウ) 委託者から要請のあった症例報告書等研究結果にかかる連絡調整、報告書作業等に要

する事後整理時間。

②勤務1時間あたりの給与単価は次の計算方法により算定すること。

1時間あたりの給与単価

$$= (\text{前年の年間給与支給総額} + \text{社会保険料の事業者負担額}) / \text{年間勤務時間}$$

$$\text{年間勤務時間} = 40 \text{ 時間} \times 52 \text{ 週}$$

なお、上記により難い場合は、依頼者と協議のうえ決定するものとする。

7.5 備品費

当該研究に必要な機械器具の購入に要する経費。

7.6 賃金

当該研究を実施するために必要な非常勤職員（CRC 業務担当の非常勤看護師等）の雇い上げに必要な経費（報酬、各種手当、社会保険料等）。

7.7 委託料

当該試験に関連する倫理審査委員会等の速記、治験等、治験管理室、治験・臨床研究事務局業務の委託等に要する経費。

算出基準：所要人工数×単価、直接経費、諸経費

7.8 管理費

当該研究に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、受託研究審査委員会の事務処理に必要な経費、研究の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費（7.1.～7.7.）の 10%

7.9 技術料、機械損料、建物使用料、その他

算出基準：技術料、機械損料、建物使用料等として上記経費（7.1.～7.8.）の 30%

8. 再生医療等製品の臨床試験に係る経費算出基準

8.1 報償費（契約単位で算定する経費）

当該治験の遂行に必要な協力者（専門的・技術的知識の提供者、部外者の倫理審査委員会等）に対して支払う経費。

算出基準：倫理審査委員会外部委員に支払う経費として、1人1回あたりの報償費の額を 58,500 円とし、外部委員の人数及び予定される治験期間に含まれる年度の数に調整係数として 0.4 を乗じて得た額。

8.2 旅費（契約単位で算定する経費）

当該治験の遂行に必要な旅費。

①倫理審査委員会外部委員にかかる旅費

算出基準：倫理審査委員会外部委員の1人1回あたりの旅費の額を 16,700 円とし、外部委員の人数及び予定される治験期間に含まれる年度の数に調整係数として 0.4 を乗じて得た額。

②依頼者が当センター職員に治験に関する学会発表等依頼する場合に要する旅費

算出基準：センター内旅費規定による。

8.3 臨床試験研究経費（症例登録単位で算定する経費）

当該治験（計画に関する研究を除く。）に関連して必要となる研究経費。（類似薬品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等の作成）

算出基準：ポイント数×6,000円×症例数

ポイント数の算出は別紙1の通り（ただし、「Q. 症例発表、R. 承認申請に使用される文書等の作成」については、症例数を乗じないものとし、各要素・ウェイト・ポイント適用の内訳等の詳細は製品の特性に応じ変更するものとする。）

8.4 治験製品管理経費（契約単位で算定する経費）

治験製品の保管、管理に要する経費。

算出基準：1契約につき300,000円

8.5 備品費（契約単位で算定する経費）

当該治験に必要な機械器具の購入に要する経費。（必要な場合のみ）

8.6 賃金（症例登録単位で算定する経費）

当該治験を実施するために必要な非常勤職員（CRC 業務担当の非常勤看護師等）の雇い上げに必要な経費（報酬、各種手当、社会保険料等）。

算出基準：非常勤職員時間単価2,000円（各種手当、社会保険料等含む）に1症例あたり100時間及び症例数に調整係数として1.0を乗じて得た額

8.7 委託料（契約単位で算定する経費）

当該治験に関連する倫理審査委員会等の速記、治験等、治験管理室、治験・臨床研究事務局業務の委託等に要する経費。

算出基準：倫理審査委員会開催支援業務委託料等として、1年度あたり100,000円に予定される治験期間に含まれる年度の数を乗じて得た額。

8.8 脱落症例にかかる経費

選択基準不合致等により不適格と判断された症例、または、選択基準不合致等で治験治療の開始に至らなかつた症例に対し必要な経費。

① プレスクリーニング脱落

算出基準：試験参加の同意を確認する前に、選択除外基準の一部を確認するために行った検査等の結果、選択基準不合致等により不適格と判断された症例（プレスクリーニングで行う検査等に関する説明文書と、試験本体の説明文書が別冊となっている場合）
プレスクリーニング1症例につき9,000円（賃金9,000円）。

② クリーニング脱落

算出基準：試験参加に関する同意取得後に、選択基準不合致等で治験治療の開始に至らなかつた症例（①プレスクリーニング脱落に該当する場合は除く）

スクリーニング1症例につき50,000円

（臨床試験研究経費25,000円+賃金25,000円=50,000円）。

8.9 管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、倫理審査委員会の事務処理に必要な経費、治験の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費（1.1.～1.8.）の10%

8.10 技術料、機械損料、建物使用料、その他

算出基準：技術料、機械損料、建物使用料等として上記経費（1.1.～1.9.）の30%

- 附則 この要領は平成17年4月1日以降に新たに開始する治験等に対して、適用する。
- 附則 この要領を平成17年6月20日一部改正する。
- 附則 この要領を平成20年1月28日一部改正する。
- 附則 この要領を平成23年6月6日一部改正する。
- 附則 この要領を平成24年4月1日一部改正する。
- 附則 1 この要領を平成25年1月28日に一部改正する。
2 ただし、改正内容は平成25年2月1日以降に新たに契約締結する治験等から適用する。
- 附則 1 この要領を平成25年8月1日一部改正する。
2 改正後の静岡県立静岡がんセンター受託研究費算定要領の規定は、平成25年2月1日以降に新たに契約を締結した治験等で、平成25年8月1日以降の脱落症例について適用し、改正前の脱落症例については、なお従前の例による。
- 附則 この要領を平成29年8月21日に一部改正する。